

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人小林市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第29条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうちセンターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員の報酬は日額とする。

3 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員の報酬等は、別表第一「役員の職務等に対する報酬額」に定める金額とし、報酬額の上限が定められている役員等の額は、理事会の承認を得て決定するものとする。

(報酬の支給日)

第5条 理事長及び常勤役員の報酬は、当該月分を翌月5日に支給する。

ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日にあたるときは、その日以後、最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に支給する。

2 その他の非常勤役員の報酬は、出席した会議等の終了後、速やかに支払う。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むか、又は現金により支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 7 条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、別表第二「費用の額」に基づき、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第 8 条 センターは、この規程をもって、公益認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第一 役員の職務等に対する報酬額

- | |
|---|
| (1) 理事長（月額）10万円以内
ただし、非常勤の場合は、日額 5,000 円とする。 |
| (2) 定款第 25 条第 3 項の規定により副理事長が職務を代行する場合は、前項を適用する。 |
| (3) 常務理事（月額）20万円以内
ただし、事務局長を兼務する場合は、事務局長の報酬等に関する規程を適用する。 |
| (4) 理事長及び常務理事以外の理事及び監事
会議等の出席 1 日につき 5,000 円
監査報酬 1 回につき 1 人 10,000 円 |

別表第二 費用の額

- | | |
|--|------------|
| (1) 非常勤役員の管内職務に係る費用
各非常勤役員の自宅からセンター又は開催場所までの距離に基づく次の額 | |
| 2 キロ以上 ～ 5 キロ未満 | 300 円 |
| 5 キロ以上 ～ 10 キロ未満 | 500 円 |
| 10 キロ以上 ～ 20 キロ未満 | 800 円 |
| 20 キロ以上 | 1,000 円 |
| (2) 役員の管外職務に係る費用 | 旅費規程の定める金額 |
| (3) その他の費用 | 実費相当額 |